

緊急事態宣言期間延長に伴うスポーツ施設の対応について

屋内施設	5月31日まで休館延長
	施設の予約は開館日が不透明なため開館予定の6月1日からとします
屋外施設	5月11日より開館(野球場、テニス場、ゲートボール場など)
	利用にあたっては徹底した感染予防対策(3密条件)を講じたうえでの利用が条件となります
	但し、小中高生の利用は通常の教育活動が再開されるまでは利用できません(6月1日再開予定)